

参考資料2 我が国の社会的事業に対する資金供給の事例

▶ 我が国の一部の地域金融機関や政府系金融機関においては、社会的事業を行う主体に対して融資を行う取組が開始されている。

西武信用金庫の取組

西武コミュニティローン(コミュニティビジネス支援ローン)

- 平成15年8月より取扱開始
 - ▶ 対象: NPO法人や保育所・商店街等地域貢献事業向け専用ローン
 - ▶ 金利: 2.5%~3%程度
 - ▶ 金額: 原則として無担保、1,000万円以内
 - ▶ 用途: 創業資金、運転・設備資金、補助金等の繋ぎ資金など幅広いニーズに対応
 - ▶ 審査: 中小企業と同様の審査による融資判断
- NPO法人への融資実績
236件 2,823百万円
※デフォルト1件のみ(2014年5月末時点)

西武ソーシャルビジネス成長応援融資「CHANGE」

- 日本財団と共同で基金を構築し、NPO等ソーシャルビジネスを行う先に融資。
- 資金支援だけでなく、起業家育成の専門家であるNPO法人ETICがハンズオン支援を提供。
- 融資の特徴
 - ▶ 対象: 西武信用金庫の営業地区内において地域や社会課題の解決にチャレンジするNPO、株式会社等
 - ▶ 金利: 低金利(固定年0.1%)、原則無担保
 - ▶ 期間: 長期(据置期間12ヶ月含めた6~7年)
 - ▶ 審査: 外部の有識者が事業継続性、実現可能性等を評価
- 実績 21件 98,350千円
(2014年11月21日時点)

日本政策金融公庫の取組

- 2008年10月、4つの政策金融機関が合併して設立。
- ニュースリリース(平成25年5月10日)によると、日本政策金融公庫からNPO法人への融資は着実に増えており、過去5年で件数としては3倍、融資額では4倍になっている。
- これまでの累積融資額は、2012年末時点で50億円、融資先NPO法人は640件のほり、融資額は最大で7,200万円にのぼる。

▶ 社会的事業に対する資金供給について、投資の手法を用いた先進的な事例も登場しているところ。

日本ベンチャー・フィランソロピー基金の取組

- ベンチャー・フィランソロピーとは、ベンチャー・キャピタルやプライベート・エクイティ投資の手法を社会的投資に活用し、経済性以外の社会的リターンを最大化することを目的とするもの。
- 日本ベンチャー・フィランソロピー(JVPF)は、2013年に設立された、日本財団と一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズが共同運営する基金。
- 資金面に加え、法律事務所やコンサルティング会社等と連携し、経営面でもハンズオン支援を実施。

支援事例: 株式会社AsMama

- 支援先団体の概要
 - ▶ 顔見知りの親同士が送迎や託児を頼り合えるオンラインサービス「子育てシェア」を提供するとともに、多様な企業へのマーケティング支援等による収益を両立。
- 支援期間
 - ▶ 3年
- 支援規模
 - ▶ 3,000万円(無担保・無利子、**転換社債による投資**(※))
- 支援のゴール
 - 1) 事業拡大のための経営体制及び運営体制の構築
 - 2) 事業拡大のためのビジネス基盤の構築
 - 3) 社会的インパクトの可視化と発信

<基金のスキーム>



- ※転換社債
 - JVPFからAsMamaに対しては、転換社債型新株予約権付社債の形で資金を供給。
 - 転換社債型新株予約権付社債とは、予め決められた条件のもと、株式に転換することができる社債。
 - 本事例においては、AsMamaの事業計画をJVPFとの協力のもと策定し、達成したい社会的インパクト(利用者数の増加)を設定。
 - AsMamaの事業目的を固定化(ミッションロック)することをJVPFとの間で約定。

参考資料3 G8 社会的インパクト投資タスクフォース報告書

- 2013年に英国で開催されたG8ロック・アーンサミットのサイドイベントとして、「社会的インパクト投資タスクフォース」が発足し、2014年9月に報告書を発表。
- 同報告書の中では、「Profit-with-Purpose Business」(社会貢献活動と経済利益の両方を追求する事業者)が社会的ミッションを優先できる仕組みを整え、社会的企業の法人格に関する法制整備を検討することを提言。



報告書における法人格整備の主な指摘

- ✓ ソーシャルセクターの組織は、カナダ、ドイツ、イギリス、米国の国においては、GDPの5%以上のアウトプットを生み出しているほか、労働人口の10%以上の雇用を生み出している国もある。
- ✓ 営利事業で働くことと社会的事業で働くことの境界も曖昧なものとなりつつあり、ソーシャルセクターの組織においても収益を生み出したり、民間ビジネスにおけるベストプラクティスを採用したりすることにより、その効果や持続性を高める取組がなされている。
- ✓ 収益を上げるソーシャルセクターの組織も増加しつつある。
- ✓ 社会的事業について資金調達をしようとするに当たっては、特定のプロジェクトにすべて用いられることが前提となり、経営に才ある人材を登用したり、又はバックオフィスのインフラを整備したりすることを通じて、オペレーションの能力の拡大に投資していくには未だ限界が存在する。
- ✓ 各国政府は、社会的起業家がその使命を遺憾なく発揮できる法的枠組みを整備すべき。

報告書で紹介されている諸外国の社会的企業法制的動向

- [伊]** 2013年以降、イタリア政府が条件の緩和に関する検討を開始しており、社会的企業に一定条件下で利益配当を可能にし、社会的目的に関連しない営利活動も認める等の方向性が示されている。
- [加]** Benefit Corporationを含む様々な社会的企業の設計が可能。州レベルで、新たなハイブリッド型の社会的企業として英国CICにならった仕組みを導入する機運(ブリティッシュコロンビア州におけるCommunity Contribution Company (C3)においては配当の上限を利益の40%に限るなど)。
- [仏]** 学者や実務家が、米国のBenefit Corporationに類似する制度として、Société à Objet Social Étendu (「SOSE」という新たな仕組みを提唱し、国家レベルで強い関心を集めている。具体的には、営利企業としてのステータスを維持しつつ、特別決議により事業目的の中に公益目的を加えることを可能とし、また説明責任や透明性の確保といった観点から、公益目的の達成に向けた取組や実績を評価するための特別機関を設置することなどを検討中。

【G8 Social Impact Investment Taskforce, Mission Alignment Working Group “Profit-with-Purpose Businesses” (2014)より抜粋】

[参考]社会的インパクト投資とは

- 社会的インパクト投資とは、社会的な課題の解決を図るとともに、経済的な収益をもたらす投資手法。
- JPモルガン等によって設立されたGlobal Impact Investing Network(GIIN)の2010年報告書『新たなアセットクラスとしてのインパクト投資』によってコンセプトの普及が進展。
- G8の報告書においても議題の一つとして社会的インパクト投資が取り上げられるなど世界的な関心が高まっている。

社会的インパクト債券

- ① 社会的インパクト投資のうち、民間投資家が社会課題を解決する事業活動の資金を投資するスキームが事業成果運動型の仕組みとして注目を集めている。
- ② 民間事業者が社会課題を解決するための事業を実施。
- ③ 事業によって得た社会的成果が、事前に合意した水準を超えた場合に、元本とリターンを民間投資家に償還(社会的成果が実現しない場合は、元本を含めたリターンは払われない)
 - 例えば、英国では、ホームレスの社会復帰支援事業として、民間投資家から資金を調達し、NPOに300万ポンド(約5億円)を投資。
 - 行政によるホームレス対策事業自体は大きくないが、社会保障費や医療費などの社会コストのコストが5年間で最大3,000万ポンド(51億円)が削減されるため、最大の効果が出た場合、民間投資家には500万ポンドが償還される。

【出典：週刊ダイヤモンド 2014/12/20】

<GIINレポート>



※同レポートでは、グローバルの想定市場規模は2020年までに4000億ドル～1兆ドルに達すると予想。

参考資料4 法制比較表

事業体の名称	法人格	事業内容の限定	法人の構成員			意思決定		財産分配		ステークホルダーによる責任追及	計算書類等の閲覧対象者	公認会計士等による外部監査義務
			構成員の名称	議決権／表決権行使の原則	資格制限	最高意思決定機関	業務執行の意思決定	利益剰余金の分配の可否	残余財産の帰属先			
株式会社	有	無 (各種業法や通達による規制あり)	株主	1株1議決権	無	株主総会	取締役会(非設置の場合は取締役)	可	株主	・株主代表訴訟 ・株主による役員解任 ・債権者等による役員への損害賠償請求など	株主、債権者等 (上場会社は有報で財務諸表を閲覧可)	大会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社の場合は会計監査人を設置
合同会社	有	無 (各種業法や通達による規制あり)	社員	1人1議決権	無	-	社員(定款で定められた場合は業務執行社員)	可	社員	・社員による会社代表訴訟 ・社員による業務執行社員解任など ・債権者等による業務執行する有限責任社員への損害賠償請求など	社員、債権者	無
特定非営利活動法人	有	有 (福祉、社会教育等20の分野に限定。一定の範囲内でその他の事業も可)	社員	1人1表決権	無 (10人以上)	社員総会	理事 (定款で理事会を設置可)	不可	・NPO法人 ・国、自治体 ・公益法人 ・学校法人 ・社福法人 ・更生保護法人	・所轄庁による認証取消など	社員、利害関係人 (所轄庁で誰でも閲覧可)	無
有限責任事業組合(LLP)	無	無 (ただし、投機目的、工業は不可)	組員	1人1議決権	無	-	組員	可	組員	・債権者等による組員に対する損害賠償請求など	債権者(組員には作成後写しを交付)	無
事業協同組合	有	有 (共同事業、貸付事業、福利厚生、教育、研究開発・需要開拓、団体協約締結)	組員	1人1議決権	無 (4人以上)	総会又は総代会(組員が200人を超える場合)	理事会	可	組員	・組員による代表訴訟	組員、債権者	共済事業を行う事業協同組合であり、負債総額200億円以上の場合は会計監査人を設置
一般社団法人	有	無 (各種業法や通達による規制あり)	社員	1人1議決権	無 (ただし、設立時に2名以上)	社員総会	理事 (定款で理事会を設置可)	不可	・定款で定められた者(社員は不可) ・社員総会で決議した者 ・国	・社員による役員責任追及の訴え ・社員による役員解任など ・債権者等による役員への損害賠償請求など	社員、債権者等	負債総額200億円以上の場合は会計監査人を設置
公益社団法人	有	有 (学術、文化、支援、環境等23の公益目的事業に限定。一定の範囲内で収益事業も可)	社員	1人1議決権	無 (同上)	社員総会	理事会	不可	・他の公益法人 ・学校法人 ・社福法人 ・更生保護法人 ・独立行政法人 ・国、自治体	・社員による役員責任追及の訴え ・社員による役員解任など ・債権者等による役員への損害賠償請求など ・行政庁による公益認定取消など	制限なし	①収益が1000億円未満、②費用・損失合計が千億円未満、③負債が50億円未満、の全ての要件を満たす場合は会計監査人の設置義務なし
消費生活協同組合	有	有 (物資供給、施設利用、生活文化向上、共済、教育、医療、福祉、貸付事業)	組員	1人1議決権	有 (20人以上。居住・勤務する自然人)	総会又は総代会(組員500人以上の場合)	理事会	医療福祉事業を除き可	組員	・組員による代表訴訟 ・組員による役員解任の請求など	組員、債権者	負債総額200億以上の場合は員外監事を設置
認可地縁団体	有 (不動産登記のみ)	有 (不動産の所有等)	会員	1人1表決権	有 (住民。世帯は不可)	総会	代表者	不可	・規約で指定した者(営利法人等は不可) ・市町村	・市町村長による認可取消など	規定なし	無